

愛知県漁業調整規則（令和2年11月20日県規則第71号）第4条第1項第9号に規定する空釣り漁業の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶総トン数
空釣り漁業	渥美外海のうち東経137度29分19秒の線と、次の点を順次結んだ直線と北緯34度15分46秒以南の東経137度3分13秒の線から成る線との両線間における海域。 ア 北緯34度34分50秒東経137度1分5秒の点 イ 北緯34度33分58秒東経137度の点 ウ 北緯34度33分52秒東経137度9秒の点 エ 北緯34度30分53秒東経137度2分16秒の点 オ 北緯34度30分42秒東経137度2分の点 カ 北緯34度28分52秒東経137度3分13秒の点 キ 北緯34度19分東経137度3分13秒の点 ク 北緯34度19分東経137度2分の点 ケ 北緯34度16分19秒東経137度2分の点 コ 北緯34度15分46秒東経137度3分13秒の点	1月1日から12月31日まで	127キロワット*以下であって許可証に記載された馬力数	5トン未満であって許可証に記載された総トン数

\* 漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、「127キロワット」とあるのは、「35馬力」と読み替える。